

「品川区社会的養育推進計画」の策定について

1. 経緯

令和4年改正児童福祉法等を踏まえ、国は「都道府県社会的養育推進計画の策定について」（令和6年3月12日こ支家第125号）により、都道府県等（児童相談所設置市を含む）に「社会的養育推進計画」の策定を求めた。

区では、これまで東京都の社会的養育推進計画により取組を進めてきたが、令和6年10月に品川区児童相談所を開設したため、「品川区社会的養育推進計画」を新たに策定する。

2. 計画の概要

国の「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」に基づき、区の現状や課題を踏まえ、うえで取り組みの方向性や具体的な施策等について記載する。

＜構成（案）＞

- （1）総論（策定の背景、基本的な考え方、計画期間等）
- （2）品川区の状況（児童相談所の運営状況、里親・児童養護施設の状況、代替養育を必要とするこども数の推計等）
- （3）具体的な取組（こどもの権利擁護、里親委託等の推進、一時保護等）

※策定に当たっては、「品川区こども計画」等の関連する計画と整合を図るとともに、品川区児童福祉審議会や当事者であるこども、区民等からも幅広く意見を聴取する

3. スケジュール

令和7年7月～12月	計画の検討、意見聴取（品川区児童福祉審議会）
令和8年2月	パブリックコメント実施
令和8年4月	計画実施（予定）